

一般財団法人大阪府老人クラブ連合会 分担金の徴収に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪府老人クラブ連合会（以下「府老連」という。）定款第36条に基づき、府老連に加盟する市町村老人クラブ連合会からの分担金の徴収について定める。

(分担金の算出基準)

第2条 分担金は年間会費とし、その額は、各市町村老人クラブ連合会に加入する老人クラブ会員1名当たり年額100円とする。

2 会員数の算出基準は、各年度5月1日現在の会員数とする。

各市町村老人クラブ連合会分担金 会員数 × 100円

3 令和2年度の分担金の金額は、前項の規定にかかわらず、令和元年度（2019年度）の各市町村老人クラブ連合会の分担金の額とする。

(分担金の納期)

第3条 分担金は原則一括払いとし、各年度の6月30日を納入期限とする。

ただし、申し出により納入期限を変更する場合はこの限りではない。

2 分割納入による申し出があった場合は、納入期限を前期分6月30日、後期分10月31日とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。